

「東久留米市長期総合計画案」の「考え方」に対するパブリックコメント（ご意見）を募集します

市では、議会の議決を経て、方について取りまとめました第四次長期総合計画・基本構想を定め、そのまちづくりの基本理念などを計画的な行政運営の指針としてきました。その後、地方自治法の改正により、基本構想の策定義務はなくなりりましたが、今後のまちづくりの指針として次期計画を策定するに当たり、その位置付けや策定方法などについて定めた条例を制定する予定です。

このたび、同条例案の考え方を「ご意見」を募集します。

【ご意見の提出方法】2月18日（日）までに（必着）、件名を「東久留米市長期総合計画案（案）の考え方への意見」と明記して、住所・氏名・年代（例40代）、ご意見（書式は自由）を記入の上、〒203-8555、市役所企画課宛て郵送、ファクス（470-7804）または電子メール（kikachosai@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください。電話や来庁による口頭での受け付けはできません。

【閲覧場所】企画調整課（市役所4階、市政情報コーナー）（同1階、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページ）

※お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いません。詳しくは同課☎470-7702へ。

「第二期データヘルス計画（素案）」、「第三期特定健康診査等実施計画（素案）」に対するパブリックコメント（ご意見）を募集します

市では、「第二期データヘルス計画（素案）」、「第三期特定健康診査等実施計画（素案）」を作成しましたので、市民の皆さんのご意見を募集します。

【ご意見の提出方法】2月26日（月）までに（必着）、件名を「データヘルス計画などへの意見」と明記して、住所・氏名・年代（例40代）、ご意見（書式は自由）を記入の上、〒203-8555、市役所保健課（おくわく健康プラザ内、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページ）で提出してください。電話や来庁による口頭での受け付けはできません。

※お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いません。詳しくは同課☎470-7733へ。

都営住宅の入居者を募集します

【募集の種類・対象】①ポイント方式（家族向けのみ）②単身者向け・車いす使用者向け・シルバーピア（病死など発見が遅れた住宅を含む）

【募集案内を】ご確認ください。詳細は募集案内を。詳しくは同課☎470-7702へ。

【募集案内配布期間・場所】土曜・日曜を除く2月1日（木）～9日（金）に、都市

募集



と明記して、住所・氏名・年代（例40代）、ご意見（書式は自由）を記入の上、〒203-8555、市役所企画課宛て郵送、ファクス（470-7804）または電子メール（kikachosai@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください。電話や来庁による口頭での受け付けはできません。

【ご意見の提出方法】2月18日（日）までに（必着）、件名を「東久留米市長期総合計画案（案）の考え方への意見」と明記して、住所・氏名・年代（例40代）、ご意見（書式は自由）を記入の上、〒203-8555、市役所企画課宛て郵送、ファクス（470-7804）または電子メール（kikachosai@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください。電話や来庁による口頭での受け付けはできません。

【閲覧場所】企画調整課（市役所4階、市政情報コーナー）（同1階、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページ）

※お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いません。詳しくは同課☎470-7702へ。

と明記して、住所・氏名・年代（例40代）、ご意見（書式は自由）を記入の上、〒203-8555、市役所企画課宛て郵送、ファクス（470-7804）または電子メール（kikachosai@city.higashikurume.lg.jp）で提出してください。電話や来庁による口頭での受け付けはできません。

【ご意見の提出方法】2月26日（月）までに（必着）、件名を「データヘルス計画などへの意見」と明記して、住所・氏名・年代（例40代）、ご意見（書式は自由）を記入の上、〒203-8555、市役所保健課（おくわく健康プラザ内、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページ）で提出してください。電話や来庁による口頭での受け付けはできません。

※お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日、市ホームページで公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いません。詳しくは同課☎470-7733へ。

「広報ひがくるめ」に「広告を掲載しませんか」

市内全戸配布（約5万3000部）の「広報ひがくるめ」に、広告を掲載してみませんか。

【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます。

【掲載料】1枠（1号並）あたり4万円

【報酬】市の規定による（交通費相当額は別途支給）

【業務内容】①が生活困窮者の自立支援などに関する相談、②が生活困窮者などの自立支援金の受給者の就労支援、③が受給者チャレンジ支援付事業に関する支援

【資格】①が社会福祉士などの資格を有する方または社会福祉主事として相談業務の実務経験などがある方、②が生活困窮者の自立支援に対する理解と関心があり、福祉相談支援の経験がある方、③が公共職業安定所などで職業紹介の実務経験がある方または就労支援に関する相談業務の実務経験がある方、④が社会福祉事業に深く関心があり、業務に関する知識と経験がある方

【報酬】市の規定による（交通費相当額は別途支給）

【業務内容】①が生活困窮者の自立支援などに関する相談、②が生活困窮者などの自立支援金の受給者の就労支援、③が受給者チャレンジ支援付事業に関する支援

【資格】①が社会福祉士などの資格を有する方または社会福祉主事として相談業務の実務経験などがある方、②が生活困窮者の自立支援に対する理解と関心があり、福祉相談支援の経験がある方、③が公共職業安定所などで職業紹介の実務経験がある方または就労支援に関する相談業務の実務経験がある方、④が社会福祉事業に深く関心があり、業務に関する知識と経験がある方

【業務内容】①が生活困窮者の自立支援などに関する相談、②が生活困窮者などの自立支援金の受給者の就労支援、③が受給者チャレンジ支援付事業に関する支援

【資格】①が社会福祉士などの資格を有する方または社会福祉主事として相談業務の実務経験などがある方、②が生活困窮者の自立支援に対する理解と関心があり、福祉相談支援の経験がある方、③が公共職業安定所などで職業紹介の実務経験がある方または就労支援に関する相談業務の実務経験がある方、④が社会福祉事業に深く関心があり、業務に関する知識と経験がある方

【業務内容】①が生活困窮者の自立支援などに関する相談、②が生活困窮者などの自立支援金の受給者の就労支援、③が受給者チャレンジ支援付事業に関する支援

【資格】①が社会福祉士などの資格を有する方または社会福祉主事として相談業務の実務経験などがある方、②が生活困窮者の自立支援に対する理解と関心があり、福祉相談支援の経験がある方、③が公共職業安定所などで職業紹介の実務経験がある方または就労支援に関する相談業務の実務経験がある方、④が社会福祉事業に深く関心があり、業務に関する知識と経験がある方

【業務内容】①が生活困窮者の自立支援などに関する相談、②が生活困窮者などの自立支援金の受給者の就労支援、③が受給者チャレンジ支援付事業に関する支援

【資格】①が社会福祉士などの資格を有する方または社会福祉主事として相談業務の実務経験などがある方、②が生活困窮者の自立支援に対する理解と関心があり、福祉相談支援の経験がある方、③が公共職業安定所などで職業紹介の実務経験がある方または就労支援に関する相談業務の実務経験がある方、④が社会福祉事業に深く関心があり、業務に関する知識と経験がある方

【業務内容】①が生活困窮者の自立支援などに関する相談、②が生活困窮者などの自立支援金の受給者の就労支援、③が受給者チャレンジ支援付事業に関する支援

【資格】①が社会福祉士などの資格を有する方または社会福祉主事として相談業務の実務経験などがある方、②が生活困窮者の自立支援に対する理解と関心があり、福祉相談支援の経験がある方、③が公共職業安定所などで職業紹介の実務経験がある方または就労支援に関する相談業務の実務経験がある方、④が社会福祉事業に深く関心があり、業務に関する知識と経験がある方

【業務内容】①が生活困窮者の自立支援などに関する相談、②が生活困窮者などの自立支援金の受給者の就労支援、③が受給者チャレンジ支援付事業に関する支援

【資格】①が社会福祉士などの資格を有する方または社会福祉主事として相談業務の実務経験などがある方、②が生活困窮者の自立支援に対する理解と関心があり、福祉相談支援の経験がある方、③が公共職業安定所などで職業紹介の実務経験がある方または就労支援に関する相談業務の実務経験がある方、④が社会福祉事業に深く関心があり、業務に関する知識と経験がある方

【業務内容】①が生活困窮者の自立支援などに関する相談、②が生活困窮者などの自立支援金の受給者の就労支援、③が受給者チャレンジ支援付事業に関する支援

【資格】①が社会福祉士などの資格を有する方または社会福祉主事として相談業務の実務経験などがある方、②が生活困窮者の自立支援に対する理解と関心があり、福祉相談支援の経験がある方、③が公共職業安定所などで職業紹介の実務経験がある方または就労支援に関する相談業務の実務経験がある方、④が社会福祉事業に深く関心があり、業務に関する知識と経験がある方

【業務内容】①が生活困窮者の自立支援などに関する相談、②が生活困窮者などの自立支援金の受給者の就労支援、③が受給者チャレンジ支援付事業に関する支援

【資格】①が社会福祉士などの資格を有する方または社会福祉主事として相談業務の実務経験などがある方、②が生活困窮者の自立支援に対する理解と関心があり、福祉相談支援の経験がある方、③が公共職業安定所などで職業紹介の実務経験がある方または就労支援に関する相談業務の実務経験がある方、④が社会福祉事業に深く関心があり、業務に関する知識と経験がある方

【業務内容】①が生活困窮者の自立支援などに関する相談、②が生活困窮者などの自立支援金の受給者の就労支援、③が受給者チャレンジ支援付事業に関する支援

【資格】①が社会福祉士などの資格を有する方または社会福祉主事として相談業務の実務経験などがある方、②が生活困窮者の自立支援に対する理解と関心があり、福祉相談支援の経験がある方、③が公共職業安定所などで職業紹介の実務経験がある方または就労支援に関する相談業務の実務経験がある方、④が社会福祉事業に深く関心があり、業務に関する知識と経験がある方



国民年金

国民年金は、国民の老後の生活を支えるための重要な制度です。国民年金の保険料は、毎月おおよそ1万6000円です。国民年金の保険料は、毎月おおよそ1万6000円です。国民年金の保険料は、毎月おおよそ1万6000円です。

国民年金の保険料は、毎月おおよそ1万6000円です。国民年金の保険料は、毎月おおよそ1万6000円です。国民年金の保険料は、毎月おおよそ1万6000円です。

国民年金の保険料は、毎月おおよそ1万6000円です。国民年金の保険料は、毎月おおよそ1万6000円です。国民年金の保険料は、毎月おおよそ1万6000円です。